

議事日程第3号

令和2年6月17日(水曜日) 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(5番～7番)

日程第3 議案の委員会付託 1件

議案第55号 御嵩町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

出席議員 (11名)

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員 (1名)

9番 加藤 保郎

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 須田 和男
民生部長 加藤 暢彦	建設部長 伊左次 一郎
企画調整 担当参事 中井 雄一郎	教育参事兼 学校教育課長 山田 徹
総務防災課長 各務 元規	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 渡辺 一直	亜炭鉱廃坑 対策室長 筒井 幹次
税務課長 金子 文仁	住民環境課長 石原 昭治
保険長寿課長 大久保 嘉博	福祉課長 小木曾 昌文
農林課長 高木 雅春	上下水道課長 鍵谷 和宏
建設課長 早川 均	会計管理者 可児 英治
生涯学習課長 古川 孝	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中 村 治 彦

議会事務局 書記 大 脇 敬 之

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 伏屋光幸君、7番 安藤雅子さんの2名を指名します。

一般質問

議長（高山由行君）

日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受付順序に従って発言を許します。

なお、昨日同様、質問・答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

一つ皆さんにお願いがありますが、質問者も答弁者も、私、CTKの録画を昨日見ましたら少し声が小さいので、マスクをはめておる関係で聞きづらい部分があります。少しいつもより大きめの声で発言していただきたいと思います。

それでは、質問を始めます。

8番 山田儀雄君。

8番（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可を頂きましたので、さきに通告しました地区公民館への正職員配属について質問をいたします。

議会では昨年3月に、開かれた分かりやすい議会とするために議会基本条例を制定いたしました。特に第7条に規定する町民参加と連携では、町民や各種団体との意見交換会や懇談会の開催を規定しています。昨年5月には御嵩町観光協会、ふしみこども食堂の役員の方々と、活動の内容や抱えられている課題などについて意見交換会の実施をいたしました。

また、今回の質問に関します地区公民館との意見交換会は、昨年 12 月から今年の 1 月にかけてそれぞれの公民館において実施したもので、公民館の役員の方々からの御要望や御意見は、一つ、公民館への正職員の配属について、施設の修繕について、W i - F i 環境の整備について、公民館の公用車・軽トラックの更新について、公民館と小・中学校との連携事業について、公民館大会の在り方などの課題についての御意見を伺いました。

こうした課題の多い中、今回は公民館への正職員配属についての 1 点について御質問をいたします。

公民館の職員は、昭和 58 年頃までは職員 2 人体制でありました。その後の行政改革で職員 1 名、臨時職員 1 名となり、現在は臨時職員 3 名での勤務となっております。現在の臨時職員 3 名の雇用形態は、住民環境課の臨時職員が 2 名、週 4 日勤務で 5 日間が開庁のため、各出張所窓口へは一、二名が配属されております。全出張所職員のうち 1 名から 2 名が本庁の窓口補助員として繁忙期を中心に本庁に配属されています。雇用条件の業務内容として、一般事務補助及び窓口業務、公民館事務としており、公民館の事務の補助も行っているとのことでありました。生涯学習課の臨時職員は 1 名で、火曜日から金曜日までの週 4 日勤務で、公民館業務に加えて出張所の事務の補助も業務としており、協力されて日常の業務を行っているとのことでした。

公民館・出張所の窓口業務は、諸証明の発行に限らず介護、国保、税務、教育委員会などの取次ぎや各課との連絡調整事務も必要であり、その事務そのものが煩雑となっていますし、公民館事業、運動会、文化祭などの臨時職員への時間外業務命令などの課題もあろうかと思えます。

そこで私は、正職員、再任用職員の公民館への配属を提案したいと思います。再任用職員制度は、定年等で一旦退職した職員を公務で培った知識・経験を継続して町職員として活用していくもので、その背景には公的年金の支給開始が段階的に 60 歳から 65 歳に引き上げられたことから、その生活を支えるために設けられた制度であります。こうした行政経験豊かな正職員、再任用職員を配属することにより、今まで以上に公民館・出張所の窓口業務も充実されると思えますし、地域住民、公民館役員の方の安心と、そのことが強いては地区公民館の活性化につながると思えます。

町では今年度をもって定年退職される職員が 5 名とのことであります。全員の方が再任用職員として引き続き町行政に携わっていただけるのか分かりませんが、行政経験が豊富で町の隅々まで分かっている再任用職員の地区公民館への配属について、副町長にその思いをお伺いしたいと思います。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

おはようございます。声を大きくということですので、若干気を張って答弁していきます。

答弁する前に一言申し述べたいと思います。

昔から多くの部下、後輩から慕われてきた山田議員らしい一般質問だと思います。今年度定年退職する職員5名を応援団に従えての質問だと思いますので、私も誠意を持って回答させていただきます。

それでは、地区公民館への正職員、再任用職員の配属について、山田議員の御質問にお答えいたします。

最初に、出張所・公民館の職員体制が現在の臨時職員3人となったいきさつを説明いたします。

昭和61年度まで公民館は正職員2人体制でした。その当時の職員数は192人です。山田議員も昭和59年9月から昭和63年3月まで上之郷公民館に勤務されていました。当時の山田議員は、役場職員として一番輝いていたと思うのは私だけではないと思います。しかし、昭和60年からの第1次、第2次、さらに第3次と行政改革を経る中で、事務事業の外部委託、養護老人ホームなど施設の民間移譲などを行うことで職員の定数を削減してきた経緯があります。

時代も平成となり、合併をしないことを選択した御嵩町にとって厳しさを増す財政状況の克服、自立経営体制の強化・定着が喫緊の課題でありました。そして、平成17年度から第4次行政改革が始まりました。

この改革は、集中改革プランとして4つの視点から改革を進めていきました。1点目はグリーンテクノみたけ、平芝工業団地への企業誘致を図り、自主財源の確保に努めること。

次に2点目、定員管理の適正化計画を見直し、職員の大幅削減を図ること。具体的に、平成17年度の職員数183人を平成21年度までに167人に、最終的には平成27年度までに150人体制を目指すこととしています。

3点目の組織機構改革においても、この150人体制がうたわれています。

最後、4点目が民間委託等の推進であります。保育所、給食センターの民間委託と並び、ここで出張所業務の合理化が推進項目の一つに上げられています。これを受け、平成18年度まで出張所・公民館の職員体制は、正職員1人、臨時職員1人であったものが、平成19年度から臨時職員3人となり現在に至っております。職員総数も7人減の166人でスタートしています。なお、御嵩公民館については出張所を兼ねておらず、臨時職員2人体制を維持しています。

今年、令和2年4月1日現在の職員総数はさらに減り、152人です。ただし、現在各部署に配属されている再任用職員5人は、この総数には含まれていません。

改めて正職員数が減ってきた経緯を述べましたが、山田議員御存じのことばかりだと思います。

また、昔のように正職員を公民館に配置することは、現在の職員数、仕事量から見て、かなり厳しいものと、山田議員のみならず多くの議員の方も理解していただけるものと思います。

そこで、職員定数に含まれない再任用職員で対応できないかとの御提案だと思います。公民館勤務の経験がある私から見ても、実に興味のある提案だと思います。再任用職員は経験・実績のある職員であり、公民館に配属されたならば、大いにその力を発揮するでしょう。しかも、生き生きと仕事をするのではないかと推測します。

それでは、山田議員の提案どおり前向きに検討しますと言いたいところではありますが、現状を見るに越えなければならないハードルがあります。

まず1点目。現在の再任用職員を除く152人体制も臨時職員である会計年度任用職員で一部補充・補完していますが、かなり厳しい部署もあります。例えば、出張所職員の本庁窓口の応援であります。本庁窓口業務は、係長以下、正職員4人で対応しています。定時に昼休みを取ることが難しい部署であり、また、マイナンバーカードなど新たな事務も加わり、繁忙期には窓口が混雑する状況でした。そこで、出張所職員の応援を得て業務対応をしている状況であります。ほかにも生活困窮、高齢者、障害者、子供・子育てなど、あらゆる面での相談業務が増えています。多くの職員は、自分自身のメンタルと向き合いながら頑張っています。

ここで職員定数について触れたいと思います。

臨時職員は、今年度4月より会計年度任用職員となり、期末手当、時間外勤務手当、通勤手当など支給され、その待遇は改善されました。それに伴い、令和2年度予算では4,000万円ほどの支出増となっています。

また、平成29年4月に策定した御嵩町定員適正化計画は157人を定員の上限と定めています。その範囲内の152人で頑張っていることは、先ほど申し述べました。

以上のことから、令和4年度からの新しい定員適正化計画では、急増する行政需要にも対応できるよう、定数増も視野に今から検討協議を進めていきます。これにより、まず本庁の人員体制を強化していくべきと考えます。その後、公民館など出先機関の職員配置は改めて検討することができると思います。

話を戻します。

経験と実績のある再任用職員が、その能力を発揮する場合は公民館だけではないと思います。他の部署、役場業務全般から見て再任用職員は非常に貴重な戦力です。事実、現在の配

属先を見ていただければ納得していただけるのではないのでしょうか。

ハードルの2点目です。

公民館に配属するとしたならば、一部ではなく全ての公民館に同じ対応をする必要があると考えます。今年度の対象者は5人ですが、毎年その数は違います。また、再任用職員の任期は1年更新で、年金の支給開始年齢までの時限的な措置であります。原則3年、5年といった継続性を持って人事配置していくには多少難があるのではないのでしょうか。

したがって、再任用職員の人事異動については公民館も一つの配属先の候補であるものの、これを限定することは極力避けていきたいと思えます。再任用職員も含めた職員全体での人事配置を総合的に考えていきます。

実は、今回の一般質問通告を受けて、対象者5人とそれぞれ簡単な面談を行いました。詳細は省きますが、否定的な意見はありませんでした。今週末から人事担当課による再任用職員の意向調査を始めます。今回の一般質問の答弁も参考にしましょう。私は、引き続き彼らと一緒に仕事をしたい。私にも遠慮なく意見をぶつけてくれる頼もしい存在であります。いい返事を待っています。議員の皆様におかれましても温かい目で見守っていただければと思います。

最後に、公民館での勤務及び役場の人事を経験された山田議員には、どちらの事情にも精通しており御理解していただけるものと思えます。私の思いは山田議員と同じであることを申し添えて答弁を終わらせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長（高山由行君）

8番 山田儀雄君。

8番（山田儀雄君）

答弁ありがとうございました。

私、今年度辞められる方5人と申し上げましたけれども、この5人に限らず、去年なった人でも、やっぱり地区的なこともありますので、そういうつもりで言ったんですけれども、決して5人の応援者でも何でもありませんけれども、できれば令和4年度、あと2年先になるかしらんですけれども、定数の管理といいますか増をしていくときに、僕はこの前にちょっと可児市のほうへも聞いたんですけれども、結構僕は状態が出張所を兼ねているところとかいろいろあると思えますけれども、可児市のほうでは任用職員の方が結構張りついておみえになるということも聞きまして今回質問したわけなんですけれども、できれば本当に令和4年度以降、何とか入れていただけたらうれしいなど、こんなことを思っていますし、僕は上之郷の公民館には時々、地元でありますし、お伺いしますけれども、職員の方が1名と、午前中、女性の館長ですけれどもお見えになります。やっぱり分からないことは館長さんが結構昼までぐら

いお見えになって細かく教えてみえるというような状況がありますので、職員なら何と申しますか、もうちょっとスムーズに回っていくのかなということをおもいましたので、ぜひ前向きに検討していただきたいということで、私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで、山田儀雄君の一般質問を終わります。

引き続き、1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

議長のお許しを頂きましたので、私からは公民館のWi-Fiについて質問いたします。

現代はとても便利な世の中であると思います。目まぐるしく進化していく世の中で、インターネットは欠かせないツールとなっています。若者はもちろん、いわゆる後期高齢者とされる世代でも、パソコンやスマートフォンを介してインターネットやSNSを巧みに使いこなし、精力的に情報の収集・発信をしていく社会となっています。また、御嵩町においてもホームページやツイッター、フェイスブックなどを活用して町の情報を発信しており、町の総合戦略においてはSNSの活用を強化していくことを表明されています。さらに、御嵩町はユーチューブに御嵩町公式チャンネルを開設して住民懇談会の動画を配信するという新たな試みをされており、インターネットの活用が進んでいます。

町の情報がインターネットを介して提供されているため、住民サービスを考える上では、受信ツールである公共によるインターネット環境は今後重要になっていくと考えられます。特に、ユーチューブの御嵩町公式チャンネルの動画をスマートフォンで視聴する場合には多くの通信量を要するため、公共のインターネット環境の整備は大切です。

では一方で、御嵩町においてはホームページやユーチューブ御嵩町公式チャンネル、各種SNSを利用するための公共Wi-Fiは充実しているでしょうか。御嵩町は願興寺周辺にフリーWi-Fiが設置されており、観光客が町について調べるための有効なツールとなっています。また、御嵩町の観光アプリ取得などの広がりを持たせる意味でも、願興寺周辺のWi-Fiの設置はすばらしい試みであったと思います。また、御嵩町の観光強化のためにわいわい館にWi-Fiを整備している点もすばらしいことであると思います。

しかし、残念ながら御嵩町には、願興寺周辺やわいわい館以外の公共Wi-Fiは存在していませんので、観光客に優しく、住民には厳しいという状況に感じられてしまいます。よりよい住民サービスを考えますと様々な施設にWi-Fiを整備することが望ましいですが、同時に費用対効果も考え、施設をある程度絞る必要があります。

そこで、町民の文化活動の拠点であり、避難所でもある公民館にWi-Fiを整備してはど

うかと考えます。

総務省においては、ICTインフラの中でも災害に強く、地域活性のツールとしても有効な公衆Wi-Fiに着目しており、令和3年度までに全国3万か所の整備を目標として補助を行っています。当然のことながら避難所である公民館も対象となっています。可茂地区においても美濃加茂市、富加町、東白川村において、総務省の補助金を受けて公共施設にWi-Fiを整備しているようです。

さらに、公民館に限っては可茂地区において美濃加茂市、八百津町、川辺町、七宗町、白川町、坂祝町、富加町、東白川村が補助金の活用や事業者との共同、全額を支出するといった様々な方法を得て公民館にWi-Fiを整備しています。可茂地区内の7町において、唯一御嵩町のみが公民館にWi-Fiが整備されていない現状をどう捉えるべきでしょうか。

御嵩町議会は、昨年末から今年1月にかけて町内4地区の公民館関係者の方々と意見交換会をしており、複数の公民館からWi-Fi設置の希望を聞いています。その際に、公民館に誰もが利用できるインターネット環境がないために、公民館のSNS更新のために自身の通信料を犠牲にして活動しているといったお話や、公民館だよりを制作する際や調べ事をする際に自宅に戻らざるを得ず、円滑な公民館活動に支障が出ているといった事例を伺っています。また、公民館の方からも避難所としてWi-Fiを整備してほしいという意見も出ております。さらに、懇談会とは別の機会に、公民館のパソコン教室においてもインターネット環境がないことで活動に制限があるという話も伺っております。

公民館活動において個人に不利益が出たり、円滑な活動や文化活動が妨げられているといった訴えは重く受け止めるべきであり、その解消のためにもWi-Fi整備が必要です。

また、冒頭でも触れましたように、現在はSNSを活用するなど公民館の活動自体にも変化が表れてきており、さらには子供たちには1人1端末のGIGAスクール構想が進んでおります。オアシス教室がある中公民館にWi-Fiを整備する必要があることはもちろんですが、同時に全ての公民館にWi-Fiを整備することは時代の流れではないでしょうか。

3点質問いたします。

町自身もインターネットを活用した情報発信をされている中、情報の受け手をフォローする意味で公共施設にWi-Fiが必要になってきているように感じます。住民サービスの観点から、公共施設にWi-Fiを整備する必要性についてどのように考えていますか。

2点目。総務省も防災面でWi-Fiを高く評価し、避難所に公衆Wi-Fiを設置するための補助を行っています。公民館が避難所であることを踏まえて、補助金を活用するなどして公民館にWi-Fiを設置するお考えはありますか。

3点目。公民館活動や個人に不利益が出ないように、あるいはSNSを活用する公民館も出

てきている中、今後の活動を手助けするために公民館にW i - F i を整備するお考えはありますか。

以上、3点御答弁をお願いいたします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

質問1番、2番を総務部長 須田和男君にお願いします。

総務部長（須田和男君）

おはようございます。

それでは、清水議員の御質問に答弁させていただきます。

議員からは、公民館への公衆W i - F i の整備についてと題され3項目の御質問を頂きましたが、私からは住民サービスという観点から公共施設への公衆W i - F i 整備の必要性と、防災という観点から補助金を活用して公民館に公衆W i - F i を整備する考えはあるのかという2点についてお答えをいたします。

観光、防災、住民サービスの向上、行政事務の効率化などを目的にW i - F i 環境を整備する自治体は増えつつあります。また、G I G Aスクール構想の前倒しにより教育現場でも一気に整備が進められることになりました。

議員お調べのとおり、総務省は平成28年12月、防災等に資するW i - F i 環境の整備計画を策定し、2020年までに3万件の公衆無線LAN（W i - F i）の整備目標を立て推進してきましたが、目標値に至っていないため、令和3年度まで制度を延長する計画改定を行いました。この計画では、災害発生以降、災害の危険がなくなるまで滞在し、避難生活を送る避難所、避難場所、もしくは避難場所として想定され、災害対応の強化が望まれる公的な拠点が整備対象とされ、本町の場合、2分の1の補助が適用されます。

先ほどW i - F i 環境を整備する自治体が増えつつあると申しましたが、岐阜県内の市町村の避難所に着目して昨年4月に調査したデータがございましたので、参考までに申し上げます。県内の避難所総数約3,700施設のうち、W i - F i 環境が整備されている割合は、自治体が設置したものが11%、これに民間通信会社が設置したものを含めても15%とあまり高くない状況にあります。当然、整備率の高い自治体もありますが、本町のようにゼロ%という市町村も少なくありません。

W i - F i 環境の整備に当たっては、アクセスする利用者数の見込みや、屋内のみの利用か屋外を含めた利用か、どこまでセキュリティーを求めるかなどにより、必要なシステムや機器、工事費、また保守等の維持管理費に大きな差が出てまいります。本町の公共施設でW i - F i 環境が整っているのは、御嶽宿とわいわい館であります。御嶽宿は、平成28年度に願興寺の

町有地に御嶽宿への来訪者、特に外国人を意識した来訪者用として約400万円を投じ整備しました。保守料につきましては毎年66万円ほどかかっております。財源につきましては、清流の国ぎふ補助金で、補助率は3分の2を得て整備しております。わいわい館は一般家庭用と同じ仕組みのため多額の整備費は投じておりませんが、セキュリティーも家庭レベルということになります。

多くの利用者が快適に通信できる環境を行政として構築するためには、それなりのセキュリティー対策と費用をかける必要があります、その分、整備後のランニングコストも高額となり、財政的な負担も課題となってまいります。このような状況を踏まえますと、1つ目の御質問、住民サービスの観点からWi-Fi環境整備の必要性についての考えとしましては、あれば便利なことは重々承知した上で、財政的にも多くの公共施設にWi-Fi環境を整備していくことは難しいことから、必要な施設に目的に応じたシステム整備を進めていくべきと考えております。公共施設の中で優先するとすれば、大規模災害時にボランティアに来ていただいた方々が情報収集や発信することが想定される防災コミュニティセンターの整備を検討したいと考えております。

次に2点目、総務省の補助制度を活用するなどして、避難所でもある公民館にWi-Fi環境を整備する考えはあるのかという御質問でございます。

避難所のWi-Fi環境に関しましては、東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨のときにように、学校の体育館や市民センターなど大きな施設に多くの避難者が集まり、かつ長期間の避難生活を余儀なく強いられる広域的な大規模災害においては、携帯電話回線がふくそうした場合でもインターネットに接続しやすく、情報を受発信できるWi-Fiは通信手段として有効であると認識しております。本町の4地区の公民館につきましては、規模が小さいと想定される災害において、学校などより優先して開設する避難所に位置づけており、近年の大型台風の接近や、豪雨が見込まれるときに最初に開放しているところであります。

これまでの避難者の状況を見ても、一時的に避難される方は御高齢の方が多く、スマートフォンやタブレットを使って情報収集や発信をされている方はほとんどいない状況にあることや、もし御利用になられる方がおられても、決してスマートフォンなどの通信ができない環境ではないこと。また、防災という観点から整備するのであれば、セキュリティー対策はもちろん、非常時の電源の確保など検討すべきことが多くあります。したがって、来年度終了予定の総務省の補助事業を活用して整備する考えは今のところ持っておりません。

繰り返しになりますが、情報通信技術は日進月歩、日々進化しています。目的や費用対効果をよく見極めた上で、財源や予算状況を見ながら整備すべきところは整備してまいりたいと思っておりますので、何とぞ御理解をお願いいたします。

以上で清水議員に対する御答弁とさせていただきます。

議長（高山由行君）

3番目の質問、公民館活動に対してのお答えを。

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

おはようございます。

清水議員の3番目の御質問、今後の公民館活動の助けとなるように、公民館にW i - F iを整備する考えはあるかについてお答えしたいと思います。

議員の御質問からは、公民館活動において個人的な不利益を生じたり、円滑な活動が妨げられているとお言葉がありましたが、不利益と便利でないとは若干ニュアンスが違うのではないかと思います。

現在、各公民館では事務所のデスクトップパソコン1台がインターネットと接続できる環境にありまして、インターネットからの情報収集やSNSの発信も可能な状況であります。ただし、セキュリティー上、自宅のパソコンでネット閲覧や印刷するときより作業手順が多くなりますが、役場職員も同様に使用しております。

また、公民館のパソコン教室においてインターネット環境がないことで活動に制限があるとの御指摘の公民館は御嵩公民館のことですが、こちらのパソコンは平成21年に購入した21台で、OS（V i s t a）のサポートも終了し、このままインターネットに接続するのは危険な状態となっております。ソフトウェアもオフィス2007と古いため、新機種パソコンへの買換え、町のセキュリティーに対応するための回線工事、回線使用料が必要となりますが、この費用に500万円ほどの投資が必要となります。

現在、御嵩公民館での町主催のパソコン教室は開催しておらず、現在使用している自主的な3同好会、計21名のための先ほどの費用投資は難しいため、同好会との協議の結果、機種はそのまま使用しますが、ネット回線は遮断するとしたものでございます。W i - F iが整備されれば便利になるとのことは理解しておりますが、W i - F iを利用することで具体的に何を指すのか、どのような効果を得たいのか明確になっていないこと。利用目的や用途が明確でないため、認証方法やセキュリティーなど仕様や設定が決定できないこと。初期投資費用、ランニングコスト、運用方法などのめどが立っていないことなどから、早急にW i - F iを整備することは考えておりません。

なお、一部の公民館関係者の中からは、フリーの公衆W i - F iでなくとも一般家庭で使っているような私的なW i - F iの導入整備を地区公民館活動の一環として検討することがあってもよいではないかとの御意見がございました。公民館の内部でも、いま一度御検討、御協議

をお願いしまして、私からの答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

〔1 番議員挙手〕

議長（高山由行君）

1 番 清水亮太君。

1 番（清水亮太君）

まず1 点目の質問ですが、防災コミュニティセンターなどを検討していくということであり
ます。いろいろ費用対効果もありますので、どの施設からやるとか、どこまで広げるかとい
うのは難しいことかと思いますが、ぜひ今後も検討していただきたいと思います。

2 番目、補助金を使つてのW i - F i の整備は考えていないということでしたが、補助金を
使うことだけが方法ではないというのを私は考えておまして、例えば東白川村ですと、役場
の前に整備された公衆W i - F i は補助金を受けてのものなんですが、公民館のやつは全額村
が負担しての 17 万円の支出でW i - F i を整備したようです。

そういうことで、補助金を使う以外でW i - F i を整備するお考えはないか、ちょっと一度
お願いいたします。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ちょっと解釈の違いがあると思います。御嵩町の職員たちは、補助金制度については詳しく
調べて、それをそしゃくしていくということをしてきています。補助金があるからといって食
いついてしまうと、その後の維持費とか、そういうものが非常に苦しいと、そういう状況にな
ってくる場合があります。17 万円とおっしゃいましたけど工事費か何かかな、私は今、I T 関
連に詳しい方々は使え使えというのと同時に、ちょっと工事費とかそういうものが高過ぎるん
じゃないかという声も私は上げるべきだと思っています。非常に利益率が高い事業だろうな
と思います。かつての公共工事以上の利益率の仕事になってしまっている。そういうものの危険
度って物すごく高いと。彼らは何も創り出さないと。情報を発信し、受信すると。だけ
ど、そこで動いている物というのがあるわけですから、それを作っている人たちは派遣でき
うきゅう言っているという世の中になってしまっているということも根底に持った上で、町民
のお金を我々は使うわけですので、当然有利な補助金を探していくということは必死にやっ
ていますし、もうそれは習慣になっていますので、こういう補助制度があるからという、そう
いう次元ではなく、きちんと研究しているということでもありますので、先ほど言った言い方は、
少し丁寧さが欠けているかもしれませんが、我々には十分通じるんですけれど、仕組みそ
のものが、まだまだこれから知っていただかなきゃいけない方々には通じないのかもしれない

なということを思いますので、解釈の違いということを指摘させていただいて終わりたいと思います。以上です。

[1 番議員挙手]

議長（高山由行君）

1 番 清水亮太君。

1 番（清水亮太君）

御答弁ありがとうございます。

3 点目ですけど、公民館の施設に一般家庭用のWi-Fiを整備する、していこう、それぞれ多分公民館の判断になるということだと思いますが、これは公民館が独自にWi-Fiを入れていくのは自由だという考え方なんでしょうか、そこをちょっともう一回お願いいたします。

議長（高山由行君）

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

ただいまの清水議員の御質問でございますけれども、地区公民館にはそれぞれ活動費がございます。その中で到底やりくりできない金額ではないと思われまので、その辺りを公民館の内部で検討していただきたいという私からの思いでございます。

[1 番議員挙手]

議長（高山由行君）

1 番 清水亮太君。

1 番（清水亮太君）

それぞれ公民館の判断になるということだと思いますが、仮に上之郷が入れた、ほかのところは入れていないという、これは住民格差になると思うんですね。これは町の施設でもありますので、全部の公民館も1つの公民館だけ入れるという不利益になる方も出られるということで、やっぱり町が主導してWi-Fiを整備するのが一番いいのかなというのは個人的に思います。すみません、自分の考えです。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで、清水亮太君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。10 時再開とします。

午前 9 時 44 分 休憩

午前 10 時 00 分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開します。

午前に引き続き、一般質問を続けます。

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

議長にお許しを頂きましたので、私のほうからは高齢者の健康施策の一つについて質問させていただきます。

最後の質問者となりましたので、初めに一言、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、療養中の方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、昼夜を分かたずウイルスと闘いながら地域医療を懸命に支えてくださっています医療従事者の皆様に心から感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、自粛生活、ステイホームが打ち出され、誰もが家の中に閉じ籠もる日々が続きました。一人一人の努力の結果、令和2年4月7日の発令以来、1か月半ぶりに緊急事態宣言が全面解除となりました。しかし、油断することなく感染の第2波、第3波が起きないように、正しく恐れ、新しい生活様式を心していかななくてはなりません。

自粛生活が長くなりますと、特に高齢者の健康が心配をされます。心身の活力が衰え、要介護へ移行する手前の状態をフレイルといいます。フレイルが進行すると、体の回復力や抵抗力が低下をします。2週間の寝たきりにより失う筋肉量は7年間に失われる量に匹敵すると、運動の大切さを訴える先生もお見えになります。フレイルの状態を防ぐ取組が必要となってまいります。

自粛生活の中で、運動不足によって筋肉が減少し、体力が弱ると、それが一層の運動量の低下を招くという悪循環に陥ります。また、体を動かさないと空腹になりにくいので、食事の量が減って低栄養状態になるというリスクもあります。体力や免疫力の衰えは、新型コロナによる感染症の重症化にもつながりやすく、高齢者は健康の維持に特段の注意が必要となってまいります。

日常生活の中で注意点を日本老年医学会がホームページで公開をしています。1つ目に、座っている時間を減らし、ラジオ体操など自宅のできる運動に取り組む。2. 栄養バランスのよい食事を心がけ、食後・就寝前の歯磨きを励行し、口内を清潔にする。3. 電話などを利用し、友人と交流をする。このような運動・栄養・社会参加がフレイル予防の3つの柱であります。

埼玉県蕨市は、地域の運動教室などが新型コロナの影響で休止になったことから、理学療法士によるストレッチや筋力トレーニングを紹介する番組を放送しています。静岡県の川根本町

では町内全世帯に配置をされているテレビ電話を活用し、一人一人に声をかけました。大阪の豊中市では、ホームページで介護予防体操の動画を配信、神奈川県平塚市では、フレイル予防のリーフレットをスーパーなどで配布しています。本年度より 75 歳以上のさわやか健診においてはフレイル健診が導入をされます。15 項目の質問票が活用されるようであります。

そこで、フレイル予防策として、このようなチラシを配布したり、御嵩町のホームページで動画を配信して、自宅でできる簡単な運動の実施を呼びかけてはどうでしょうか。

また、食事や口の健康維持の必要性や高齢者のおしゃべりの時間を増やす工夫の一つとして、電話での声かけを呼びかけてはどうでしょうか。

新型コロナウイルス感染症が完全に終息するには、まだまだ時間がかかると思われます。平時に戻ったときに、これまでどおりの生活が送れなくなったということにならないように取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。明快な御答弁をお願いいたします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

おはようございます。

まず答弁に入ります前に、フレイルという言葉について説明をさせていただきます。

フレイルは、日本老年医学会が 2014 年に提唱した概念で、「frailty」の日本語訳で虚弱という意味でございます。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指しますが、適切な治療や予防を行うことで要介護状態に進まずに済む可能性があります。

フレイルには、しかるべき介入により再び健常な状態に戻るという意味も含まれています。フレイルに陥った高齢者を早期に発見し、適切な介入をすることにより、生活機能の維持・向上を図ることが期待できると言われております。厚生労働省老健局振興課より発出されました令和 2 年 3 月 19 日付の事務文書では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と介護予防の取組の推進についてということで、日本老年医学会が作成した「「新型コロナウイルス感染症」高齢者として気をつけたいポイント」というパンフレットを紹介しております。内容は、感染しないために手洗いを中心とする感染予防の呼びかけをする一方で、感染を恐れるあまり、外出を控え過ぎて生活不活発による健康への影響が危惧されるというもので、動かないこと、生活不活発により身体や頭の動きが低下してしまい、歩くことや身の回りなどの生活動作が行いにくくなったり、疲れやすくなったり、フレイルが進んでいくというものであります。

このパンフレットの裏面に、「先の見えない自粛生活 フレイルの進行を予防するために」

というタイトルで、座っている時間を減らしましょう。こんなときこそバランスよく食べましょう。毎食後、寝る前に歯を磨きましょう。孤独を防ぐ！近くにいる者同士や電話などを利用した交流をなど、8つの項目を上げております。また、他自治体の取組事例も紹介されているところがございます。

それでは、大沢議員の質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症予防として外出自粛となったことから、町で実施しておりました筋力トレーニング教室、いきいき体操教室などの介護予防事業、ふらっとハウス、あつと訪夢などの高齢者生きがい活動支援事業、そして地域のサロン活動が中止となりました。また、介護保険の通所系サービスについても自主的に休業する事業所もありました。

大沢議員のおっしゃるとおり、介護サービス量の低下、運動する施設の休館により運動する機会が低減、ひいては筋力の低下ということで要介護状態への進行を早めてしまいます。そのため町では、先ほど申しました厚生労働省から情報提供のありました「「新型コロナウイルス感染症」高齢者として気をつけたいポイント」というパンフレットを地域包括支援センターと町内居宅介護支援事業所に提供し、通所系サービス利用者に対して配布をし、利用者の方々に周知をすること及び、通所型サービスを訪問して行うなどの代替サービスの提供のお願いもしました。

また、介護予防事業の講師の方にも自宅でできる運動のやり方のチラシを提供いただきまして、教室の参加者の方々に配布をさせていただくとともに、夢いろ体操、それから夢いろ指体操のDVDの活用についても訪問時などに周知をさせていただきました。

また、地域包括支援センターと筋力トレーニング教室の保健師とで、自宅でできる運動のパンフレットを作成いたしました。今、手元に持ってきましたけど、こういった格好のものも作らせていただいております。「ほっとみたけ」であったり「包括支援レンジャーだより」などを通じまして広く周知をさせていただく予定でございます。

そのほか奈良県生駒市のチラシを参考にしまして、友達や家族への電話、家の中での運動、散歩の呼びかけのチラシも作成いたしまして配布し、周知する予定でございます。これも、こういったチラシを作らせていただいております。

御提案いただきましたホームページに動画をアップするというよりは、高齢者に伝わりやすい紙ベースでの周知を考えております。必要な情報を必要な人に、いかに早く的確に伝えるかということが大変難しく、我々行政の大きなテーマであると思っております。議員の皆様や自治会の方々、民生委員さんなどの御協力も必要ですし、御家族の方、お子さん、孫の世代の方の御協力も頂けると大変ありがたいと思っております。

高齢者の方と別々に暮らしていても、たまには顔を出して情報を伝えるというようなことも

やっただけのように、情報の提供方法についても今後も検討してまいりたいと考えております。社会参加、閉じ籠もり予防につきましては、令和2年5月25日から町の高齢者生きがい活動支援センターを開館させていただいておりますが、長時間密接・密着するようなカラオケであったり、囲碁であったり、将棋などの活動はまだできませんし、そのほかにも活動内容を制限させていただいているものもある状況ですが、そのほかの活動に参加していただき、あつと訪夢やふらっとハウスなど的高齢者生きがい活動支援施設を多くの方に活用していただくよう周知をしてまいりたいと思っております。

フレイル予防は今後の介護給付費にも影響してくることから、現在策定中の来年度からの第8期御嵩町高齢者福祉計画・介護保険事業計画においても施策の一つとして考えております。他市町村の取組も参考にしながら、取り入れられるものは取り入れ、フレイル予防に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で大沢議員の質問の答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

筋力トレーニング教室とか、またいきいき体操教室、この再開時期というのは大体いつ頃を予定されていますか。

議長（高山由行君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

大沢議員の質問にお答えさせていただきます。

既に多くの施設が再開している中ではございますが、筋トレ施設とかはクラスターが発生したジムと同じような扱いということで、再開に向けては大変厳しい対応を取らせていただきました。岐阜県では一部の業者の施設につきまして、従業員や利用者が安心して利用できるように、岐阜県コロナ社会を生き抜く行動指針という行動指針がありますが、それに沿った感染防止マニュアルの作成や提出を求めていることになっております。それに伴いまして、御嵩町でございますと伏見にここにこ館の筋トレ施設、それからみたけ健康館、それから防災コミュニティセンターの筋トレ施設ですね、この3施設は再開に当たってはマニュアルの提出が必要ということになっておりまして、それを市町村に提出しまして保健所で確認していただき、オーケーが出たら再開できるという手順となっております。それを受けまして、町のほうとしましてマニュアルを作成いたしまして、令和2年6月12日の日に、これは町のまちづくり課のほう

担当になりますので、まちづくり課のほうに提出いたしまして、6月15日には可茂の保健所のほうからオーケーだよということで御返事を頂きました。

現在、それを受けまして、再開に向けまして指定管理者と協議をしておるという状況でございます。7月6日の再開に向けて動いているという状況でございます。いきいき体操教室につきましても、これは自主教室として行っているものもありますので、先生方と今まさに協議をしておるといところでございます。施設の確保であったり、例えば役場でいいますと3階の大会議室が今は使うことができませんので、そういった施設の代わりのところを見つけたりとか、あるいは受入れ人数を減らさなきゃいけない、そういったこともございますので、そういった調整をしておるといところでございます。先ほどの筋トレ教室と同じように7月の再開を目指しておるとい状況でございますので、よろしく申し上げます。以上です。

[10番議員挙手]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

なかなか厳しい中でのマニュアルを作成していただきまして、再開に向けて動いていただいているということでありますので、またよろしくお願ひしたいと思ひますが、先日ちょっと新聞のほうに美濃市の取組が載っておりました。高齢者の運動不足解消のために自治会ごとに講師を派遣して、外でした、神社の境内、写真のほうはなっていましたけれども、そういった形で、お天気のいい日に外で運動をするというようなことも一つ考えられるのではないかと。また、自主開催しているいきいき体操教室ですけれども、今は皆さん会費を払いながら、先生方の講師料を払いながらやっているんですが、今の事態の中では、少しその講師の方への補助をしていただひて、町として運動を活発化させていくということで、そういった派遣事業というのも町の予算でやっていただけないかというような気持ちがございますけれども、屋内というのはなかなか本当に厳しいと思ひますので、ちょっと外での運動を伝えるような方策というのはできないものかということを考えておりますけど、その点についてはどうでしょうか。

議長（高山由行君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

大変貴重な御意見を頂きましてありがとうございます。参考にさせていただきたいと思ひます。これから検討したいと思ひます。よろしくお願ひします。

[10番議員挙手]

議長（高山由行君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

また検討していただきたいと思います。

最後に情報の伝え方について、私たちの議員も協力も必要というような御答弁の中にございました。そういつて私たちも協力できることは協力していきたいと考えておりますので、全てにおいてですけれども、情報というのを早めに議員のほうに伝えていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

以上で、通告のありました町政一般に対する質問は終了いたしました。いろいろな制約の中で質問ありがとうございました。

議案の委員会付託

議長（高山由行君）

日程第 3、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付議されています議案第 55 号について、質疑の上、各常任委員会に付託したいと思ひます。

議案第 55 号 御嵩町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで議案第 55 号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第 55 号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第 55 号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は6月19日の午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会をいたします。御苦労さまでございました。

午前10時20分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 伏 屋 光 幸

署 名 議 員 安 藤 雅 子